

## 過酷事故時に働く人はいない

2015年2月09日

筒井哲郎

### 1. 吉田所長の法律違反

「吉田調書」が公開により、福島第一原発事故の際、3月14日夕刻から15日にかけて現場で事故対応にあっていた720人のうち、650人が福島第二原発サイトへ退避したことが明らかになった。退避が、吉田所長の命令に違反していたかどうかということが言論界の焦点になった。「吉田調書」をスクープ報道した『朝日新聞』2014年5月21日の記事が誤報であったと、メディア界のみならず政界からも非難され、朝日新聞社の社長が退任したり、担当部署の管理職者の処分が行われた。

「吉田調書」の中で吉田所長は次のように説明している。

本当は私、2Fに行けと言っていないんですよ。…伝言した人間は、(バスの)運転手に福島第二に行けと指示をしたんです。私は、福島第一の近辺で、所内に関わらず、線量の低いようなところに一回退避して次の指示を待てといったつもりなんです。2Fに行ってしまいましたと言うんで、しょうがないなど。(8月9日聴取)

Q:例えば、言葉遣いとして、「撤退」という言葉は使いましたか。

A:使いません。「撤退」なんて。(11月6日聴取)

吉田所長や清水社長が「撤退」と言ったのか、「退避」と言ったのかということがメンツに絡まって、バトルの対象になってしまった。

吉田所長が、「1F構内に待機せよ」と命令したか否かということが後に、朝日新聞社が社内検証のために設けた「報道と人権委員会」(PRC)で、「命令というほどはっきりしたものではない」と評価したが、それに対して海渡雄一弁護士は次のように反論している。

吉田所長の1F構内待機指示は、柏崎刈羽メモに明確に記載されていたし、15日朝8時30分の東電本店記者会見で配布された資料にも明記されていた。そして、東電は、この会見時には、650名の2Fへの移動の事実が判明していたにもかかわらず、この事実を明らかにせず、退避した社員は1F近くに待機していると発表していた。650名の2Fへの移動は所長の指示命令に明らかに反しており、だからこそ、東電は記者会見においてこの事実を隠蔽したのだと考えられる。(注1)

簡単に言えば、吉田所長が意図して指示したのは、構内の線量の低いところ(たとえ

ば、発電所入口付近＝原子炉建屋や免震重要棟から離れたところ）で一時待機せよ、と理解することが自然だと思う。そもそも 650 名でも始末に負えずてんてこ舞いしている事故対応を 70 名でできるとは常識的には考えられないし、吉田所長も線量の高騰を見てやむを得ず、15 日早朝に 650 名の一時退避を決断したのであろう。ちなみに、テレビ会議では、前夜の 19 時台から「退避」「撤退」の話が飛び交っている（注 2）。

さて、吉田所長が、1F 構内で一時的な退避をせよといい、650 名が 2F へ行ってしまったということは、650 名が勝手な行動、つまり「管理者の指示に違反した」と言えるのだろうか。労働安全衛生法は次のように規定している。

**第 25 条** 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

では「事業者」を代表する監督者がいない場合に、労働者が身の危険を感じたときには、労働者が自主判断して勝手に退避して良いのであろうか。旧労働省はそのような問い合わせに対して通達を発し、次のとおり解釈を示している。

本条は事業者の義務として、災害発生の緊急時において、労働者を退避させるべきことを規定したものであるが、客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業者の措置を待つまでもなく、労働者は、緊急避難のため、その自主的判断によって当然その作業場から退避できることは、法の規定をまつまでもないものであること。（昭 47.9.18 基発第 602 号）

つまり、3 月 15 日早朝の事態に当てはめれば、吉田所長がどう言ったか関係なく 650 人が 1F 構内は危険だから 2F へ退避しようと自主判断して行動しても、誰も止める権利がないということである。ぼんやりと危険な場所に留まっているとしたら、そのことこそ法律の意図に反するというのが通達の趣旨である。仮に吉田所長が「1F 構内にとどまれ」と命令したとしたら、それは法律違反になる。吉田所長も、「よく考えれば 2F に行った方がはるかに正しいと思ったわけです」と述懐しているような状況だったのだから。

上で見てきたように、「650 人が 1F に留まるべきだったのか、2F へ行くのが良かったのか」「それは指示違反だったのかどうか」ということが議論されてきた。けれども、このことは、2 号機の圧力が偶然の僥倖によって降下し（その詳細な理由は不明。作業員の方で圧力降下が実現したのではない）、爆発を免れた結果の後知恵での議論である。直前まで関係者全員が予想していたように爆発に至ったら 70 人では手も足も出なかったであ

ろうし、全員が致死量の放射線を浴びていたであろう。

本質は、身の危険を感じている時に過酷事故対策を担当する人が存在するのか、という問である。

## 2. 人力に頼る過酷事故対策

新規制基準で、原発の過酷事故対策も要求されるようになったが、現在新規制基準適合性審査を受けつつある川内原発を筆頭とする約 20 基の原発は、いずれも、原発本体の改造を考慮していない。格納庫の中に、消防車・電源車・モーターグレーダーなどを準備していて、いざという時にがれきをかき分けてそれらの装置を人力で起動させるというシナリオになっている。ここで思い出さなければならないのは、福島事故の時に、構内の放射線量が高く、吉田所長は重要免震棟から 1 歩も外へ出ることができなかったという事実である。1号機・3号機・4号機の建屋が次々と水素爆発を起こした際も、自分の目で確かめることができず、部下に様子を見させて報告を聞いていた。

そんな状況の中で、人力で非常用の諸設備を接続し、運転するというストーリーを各電力会社が描き、規制委員会はそれを「合格」と判断している。身の危険が迫っている労働環境でその様な作業を担当する労働者がそもそも存在するのか。仮にパワーハラスメントをもってそのような労働契約を結んだとすれば、それは、戦後延々と築き上げてきた労働者の権利を守るための法体系の秩序を一夜にして葬ることになる。

実はこの問題は、国会内の「原発ゼロの会」の議員たちの会議で何度も問題提起され、規制委員会も経産省も承知している問題である。しかし、労働者（市民）を守るべき行政官庁職員たちはこの問題に頼かむりして、事業者の社内問題として処理するようにたらいまわしてきて、未だに真剣な議論は聞こえない。

原発の「重大事故シーケンス」は、規制委員会の審査書の中で辻褄が合うように記述されているが、その作業の当事者となる人間の存在が労働法体系から逸脱しているという意味で、完全に破たんしている。

注1. 海渡雄一「11.12 朝日新聞社・報道と人権委員会見解によせて」

[http://www.tsukuru.co.jp/tsukuru\\_blog/2014/11/post-194.html](http://www.tsukuru.co.jp/tsukuru_blog/2014/11/post-194.html)

注2. 現在市販されているテレビ会議の記録『東電テレビ会議 49 時間の記録』岩波書店は、3月15日0時台で実質終わっている。したがって、650名の退避開始時の吉田所長の言葉が分からない。